

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編) の概要



平成27年10月版
特定個人情報保護委員会事務局

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

趣 旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会は個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされています。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



種 別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

＜ガイドラインの構成（共通）＞

- 第1 はじめに
- 第2 用語の定義等
- 第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
- 第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
- （別添）特定個人情報に関する安全管理措置

ガイドラインの目的・位置付け

- 番号法第4条及び第37条に基づき、行政機関等（注1）及び地方公共団体等（注2）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるもの。

（注1）「行政機関等」とは、行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関及び独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

（注2）「地方公共団体等」とは、地方公共団体及び「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

- ※ 番号法に特段の規定がない事項については、一般法（注3）の規定又は個人情報保護条例が適用される部分については、一般法を基に定められている指針等（注4）を遵守することを前提としています。

（注3）「一般法」とは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三つの法律をいう。

（注4）「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）などをいう。

- ※ 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性があります。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものです。

番号法と一般法及び個人情報保護条例との関係

- 番号法の規定は、一般法又は個人情報保護条例の規定に優先して適用されます。
- 番号法に特段の規定がない事項については、一般法の規定又は個人情報保護条例が適用されます。
- 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、当該特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしており（番号法第31条）、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

- ※ 特定個人情報について、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報である特定個人情報の正確性の確保等についても、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

- ※ 条例の改正等が必要となる場合については、「特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等」（22ページ以降）を参照。

ガイドラインの総論 ②

罰則の強化

- 番号法においては、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、住民基本台帳法、国家公務員法及び地方公務員法における類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第67条から第75条まで）。また、項番①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用されます（同法第76条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法	国家公務員法 [地方公務員法]
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第53条[第50条]）	—	—
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条[第51条]）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）	—
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第69条）	—	同上（第42条）	—
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第70条）	—	—	—
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第71条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条[第52条]）	—	—
⑥	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上（第72条）	—	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（第44条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第109条柱書、同条第12号[第60条柱書、同条第2号]）（注）
⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第73条）	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第43条）	—
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第74条）	—	30万円以下の罰金（第46条、第47条）	—
⑨	偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第75条）	—	30万円以下の罰金（第46条）	—

（注）改正地方公務員法が、平成26年4月25日に成立し、同年5月14日に公布（公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行）。

行政機関・地方公共団体等における個人番号利用事務等

個人番号関係事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

行政機関、
地方公共団体等



収集

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波 一郎	*****
1234...	番号 太郎	*****

特定個人情報

保管

支払調書(イメージ)

支払いを 個人番号 1234...
受ける者 氏 名 番号 太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを 個人番号 5678...
受ける者 氏 名 難波 一郎

- ・法定調書等の提出
- ・共済組合への申請・届出 等

特定個人
情報の提供

個人番号利用事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等



特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波 一郎	*****
9876...	番号 花子	*****

特定個人
情報

保管

本人確認

照会

情報提供ネットワークシステム

提供

個人番号利用事務
実施者

行政機関、地方公共団体、
健康保険組合等



○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

職員等



個人番号
5678...

- ・扶養控除等申告書の提出
- ・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

有識者・不動産所有者 等



個人番号
1234...

- ・講演料、原稿料等の支払手続
- ・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



- ・所得税の確定申告書の提出
- ・児童手当の認定請求書の提出 等

利用制限、提供制限、収集・保管制限

利用の制限

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

提供の制限

- 個人番号利用事務等进行处理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

※ 行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて、地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たります。

＜番号法で限定的に明記された場合＞（番号法第19条各号（抄））	
第1号	個人番号利用事務実施者からの提供
第2号	個人番号関係事務実施者からの提供
第3号	本人又は代理人からの提供
第4号	機構による個人番号の提供（第14条第2項、施行令第11条）
第5号	委託、合併に伴う提供
第6号	住民基本台帳法上の規定に基づく提供（施行令第19条）
第7号	情報提供ネットワークシステムを通じた提供（施行令第21条）
第8号	国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（施行令第22条、第23条）
第9号	地方公共団体の他の機関に対する提供
第11号	委員会からの提供の求め
第12号	各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（施行令第26条、施行令別表）
第13号	人の生命、身体又は財産の保護のための提供
第14号	委員会規則に基づく提供

収集・保管制限

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務进行处理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

委託

○ 委託者（行政機関等及び地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

※ 委託者は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければなりません。また、委託先に対する監督義務だけではなく、再委託先に対しても間接的に監督義務を負うこととなります。

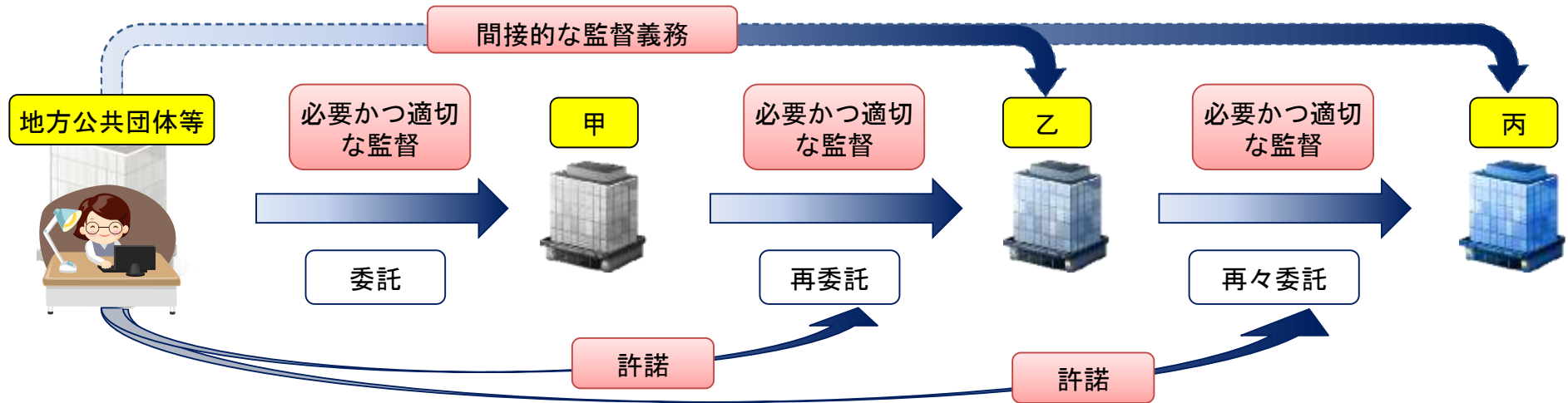
《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結

（契約に盛り込む必要がある内容）

- ・ 秘密保持義務
- ・ 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・ 再委託における条件
- ・ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ・ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- ・ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- ・ 従業者に対する監督・教育
- ・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- ・ 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等

- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握



○ 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

情報提供ネットワークシステム、特定個人情報保護評価

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません（番号法第22条第1項）。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。

その他の取扱い ①

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

- 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっています。
- ※ 地方公共団体においては、同法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

- 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定が適用されます。ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会です。通知した事項を変更しようとするときも、同様です。

〈参考〉行政機関における特定個人情報保護委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
必要な場合	①特定個人情報ファイルを保有しようとするとき（注） ②通知した事項を変更しようとするとき（注） ③特定個人情報ファイルの保有をやめたとき ④特定個人情報ファイルにおける本人の数が千人に満たなくなったとき （注）全項目評価書を委員会に提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受け、公表したときは、委員会に対する事前通知があったものとみなされる。また、重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱われます。
不要な場合	行政機関個人情報保護法第10条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

（独立行政法人等、地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はありません。）

開示請求・訂正請求・利用停止請求

- 行政機関等の保有する特定個人情報に関する開示、訂正、利用停止の請求等については、番号法第29条及び第30条により、行政機関個人情報保護法等が読み替えられ、次に掲げるとおり個人情報の取扱いと異なる規定となっています。
- ※ 地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

《一般法と異なる規定》

【開示請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって開示の請求をすることができる。）
- B 情報提供等の記録については、事案の移送を禁止
- C 他の法令による開示の実施との調整を行わない
- D 開示請求の手数料の免除

【訂正請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって訂正の請求をすることができる。）
- B 情報提供等の記録については、事案の移送の禁止
- C 情報提供等の記録について訂正を実施した場合の通知先の変更

【利用停止請求】

- A 代理人の範囲の拡大（法定代理人のほか、任意代理人も本人に代わって利用停止の請求をすることができる。）
- B 請求事由の追加等（番号法第19条、第20条又は第28条の規定に違反して特定個人情報を利用され、又は提供されているとき）
- C 情報提供等の記録については、利用停止の請求をすることができない

安全管理措置（概要）

概 要

- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- 個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

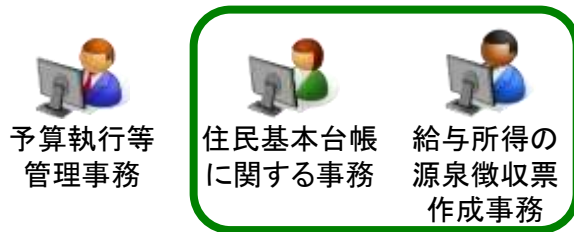
安全管理措置の検討手順

特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

- 特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要があります。

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

個人番号を取り扱う事務の範囲(例)



B 特定個人情報等の範囲の明確化

源泉徴収票作成事務における特定個人情報等の範囲(例)

氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎	123456...	男	...	○課	xxx,xxx
番号花子	234567...	女	...	△課	xxx,xxx
難波一郎	345678...	男	...	●部	xxx,xxx
難波次郎		男	...	退職	

C 事務取扱担当者の明確化

部署名（○○課、○○係等）、事務名（○○事務担当者）等により、担当者が明確になれば十分であると考えられます。
ただし、部署名等により事務取扱担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名する等を行う必要があると考えられます。

D 基本方針の策定

E 取扱規程等の見直し等

安全管理措置検討の前提

- 安全管理措置を講ずるに当たり、次に掲げるものを遵守することを前提とします。
 - ・ 番号法
 - ・ 行政機関個人情報保護条例等関係法令
 - ・ 本ガイドライン
 - ・ 指針等（注）
 - ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容
 - ・ 接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等
- （注）「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」及び「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年6月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）」等をいう。

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

講ずべき安全管理措置の項目

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の見直し等
- C 組織的安全管理措置
 - a 組織体制の整備
 - b 取扱規程等に基づく運用
 - c 取扱状況を確認する手段の整備
 - d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備
 - e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- D 人的安全管理措置
 - a 事務取扱担当者の監督
 - b 事務取扱担当者等の教育
 - c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処
- E 物理的安全管理措置
 - a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
 - b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
 - d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
- F 技術的安全管理措置
 - a アクセス制御
 - b アクセス者の識別と認証
 - c 不正アクセス等による被害の防止等
 - d 情報漏えい等の防止

ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、情報漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。



組織的安全管理措置



人的安全管理措置

基本方針
の策定



組織

取扱規程等
の見直し等



物理的安全管理措置



技術的安全管理措置

講ずべき安全管理措置の構成

- 特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述しています。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したのではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要します。

F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

安全管理措置として講ずる内容

《手法の例示》

- ＊ アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる。
 - ・ 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
 - ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等を、アクセス制御により限定する。
 - ・ ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

具体的な手法の例示。

組織の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性により、適切な手法を採用する。

A 基本方針の策定

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

特定個人情報等の取扱いに係る基本方針は、既存の個人情報の取扱いに関する基本方針（個人情報保護方針等）を改正する方法又は別に策定する方法いずれでも差し支えありません。

B 取扱規程等の見直し等

- 安全管理措置の検討手順 A～C で明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要です。

既存の個人情報の保護に係る取扱規程等がある場合には、特定個人情報の取扱いを追記することも可能と考えられます。

C 組織的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければなりません。

a 組織体制の整備

- 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。
 - ・ 総括責任者（機関等に各 1 名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 保護責任者（個人番号利用事務等を実施する課室等に各 1 名）の設置及び責任の明確化
 - ・ 監査責任者の設置及び責任の明確化
 - ・ 事務取扱担当者及びその役割の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
 - ・ 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制の整備
 - ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
 - ・ 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

b 取扱規程等に基づく運用

- 取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、情報漏えい等の事案発生を抑止、点検・監査及び情報漏えい等の事案に対処するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、システムで取り扱う情報の種類、量、システムを取り扱う職員の数、点検・監査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。

c 取扱状況を確認する手段の整備

- 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次に掲げる項目を含めて記録する。
なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。
 - ・ 特定個人情報ファイルの名称
 - ・ 行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - ・ 特定個人情報ファイルの利用目的
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - ・ 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

- 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。
- 情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

- 監査責任者は、特定個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。
- 総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。

D 人的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければなりません。

a 事務取扱担当者の監督

- 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

b 事務取扱担当者等の教育

- 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行う。
- 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

- 法令又は内部規程等に違反した職員に対し、法令又は内部規程等に基づき厳正に対処する。

E 物理的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければなりません。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

- 特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。
- 基幹的なサーバー等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合は、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。
 - ① 入退室管理
 - ・ 情報システム室等に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、情報システム室等に特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
 - ・ 必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。
 - ② 情報システム室等の管理
 - ・ 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

- 許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- 取扱規程等の手続に基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

- 特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。
- 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、各機関において判断してください。



個人番号利用事務等に用いたものは、定められた期間保存した後に、廃棄する



廃棄時に物理的に破砕する

氏名	個人番号	性別	...	所属	年税額
番号太郎		男	...	退職	
番号花子	234567...	女	...	△課	xxx,xxx
難波一郎	345678...	男	...	●部	xxx,xxx
難波次郎		男	...	退職	

事務処理に必要なくなった個人番号をデータベースから削除する

F 技術的安全管理措置

- 特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければなりません。

a アクセス制御

- 情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

b アクセス者の識別と認証

- 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

c 不正アクセス等による被害の防止等

- 情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。
- 個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

d 情報漏えい等の防止

- 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。
- 特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。

1. 番号法第31条に基づく個人情報保護条例の改正等

- 地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、次のとおり個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

(1) 「特定個人情報」の定義等

- 地方公共団体における個人情報保護条例上の「個人情報」の定義においては、「事業を営む個人の当該事業に関する情報、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」等の除外規定を設けている場合がある。特定個人情報については、当該除外部分を含めて保護の対象となるよう「特定個人情報」の定義を追加する等が必要になると考えられます。

〈参考〉定義を追加する場合の例

用語	改正内容
特定個人情報	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。」等と追加 ※ この場合、「特定個人情報」の定義にいう「個人情報」とは、条例の規定の如何にかかわらず、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報となる。

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ②

(2) 番号法第29条・第30条を踏まえた個人情報保護条例の改正等 ①

項目	改正内容	
	特定個人情報（情報提供等の記録を除く。） （番号法第29条）	情報提供等の記録 （番号法第30条）
利用目的以外の 目的での利用	・ 次の例外を除いて原則禁止とする。 ＜例外＞ ① 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要 がある場合であって、本人の同意があり、又 は本人の同意を得ることが困難である場合	・ 禁止とする。
提供制限	・ 番号法第19条各号に該当する場合に提供できるようにする。	

※ 個人情報保護条例において、オンライン結合の制限等を規定している場合は、上記表の提供制限における改正内容と同様、番号法第19条各号に該当する場合に特定個人情報を提供できるよう、当該規定の改正が必要となる場合があります。

特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護条例の改正等 ③

(2) 番号法第29条・第30条を踏まえた個人情報保護条例の改正等 ②

項目	改正内容	
	特定個人情報（情報提供等の記録を除く。） （番号法第29条）	情報提供等の記録 （番号法第30条）
開示	・ 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
	・ 他の法令又は条例の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととする。	
	・ 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求の手数料を免除できるようにする。	
		・ 事案の移送を禁止とする。
訂正	・ 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
		・ 事案の移送を禁止とする。
		・ 訂正の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。
利用停止	・ 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	・ 請求を認めない。
	・ 次の場合も請求を認める。 ①利用制限に違反している場合 ②収集・保管制限に違反している場合 ③ファイル作成制限に違反している場合 ④提供制限に違反している場合	
措置要求	・ 保有する個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を行わないこととする。	

(3) 特定個人情報の適正な取扱いの確保のための個人情報保護条例の改正等

項目	必要な措置
安全管理措置	・ 個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずる。 ・ 保有する個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

※ 上記の項目のほか、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の明示、保有する個人情報の正確性の確保等について、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合があります。

2. 特定個人情報の利活用のための条例の改正等

項目	条例の改正等が必要な場合
利用事務 (番号法第9条第2項)	・ 番号法別表第1に規定されていない地方公共団体の独自事務に利用する場合 ・ 同一地方公共団体の同一機関内における複数の事務間で特定個人情報を移転する場合 ・ 当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の特定個人情報の移転により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合
提供制限 (番号法第19条第9号)	・ 同一地方公共団体内における他の機関に特定個人情報を提供する場合 ・ 独自事務に個人番号を利用し、当該独自事務の根拠となる条例において書面の提出を義務付けている場合に、上記の同一地方公共団体内における特定個人情報の提供を受けることにより、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要とする場合
個人番号カードの利用 (番号法第18条)	・ 市町村の機関が地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務で利用する場合等